原発事故による農林業の損害賠償に関する意見書

今月21日、東京電力は、これまで方針を示さなかった来年1月以降の農林業の損害賠償を、原発事故で被った損失(原発事故がなければ期待されていた利益)の2年分を一括して支払うとの素案を県などに示した。

素案では、「平成31年1月以降は、原発事故の風評被害と相当な因果関係がある場合に限る」としており、事実上、福島県民の切捨てを明言したものと言わざるを得ない。これは、加害者が一方的に被害者への損害賠償を打ち切るなどは、社会通念上許されることではない。

この素案について、JA福島中央会からは「風評被害は長く続く問題、それを踏ま えた対応が必要」、また、県畜産振興協会からは「一括で支払った後、個別にしっかり と賠償してくれるのか心配」などの不安の声があがっている。

そもそも、事故の原因は、事業者である東京電力と原子力政策を推進してきた国に あり、歳月がいくら流れようと被害者は市民、県民であることに変わりはない。

したがって、原発事故による風評被害等が続く限り、賠償するのは当然である。

よって、政府においては、復興途上にある福島県の現状を直視し、このような一方的な賠償打ち切りはしないよう適切な措置を講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様

農林水産大臣 山本有二様

復興大臣 今村雅弘様

福島県二本松市議会議長 野地 久夫